

平成19年 第1回臨時会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会 会議録

会 期

平成19年3月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録目次

会期及び議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出欠議員氏名	2
説明の為出席した者	2
職務の為出席した広域連合事務局職員	2
臨時議長紹介	2
開 会	3
広域連合長あいさつ	3
開 議	4
仮議席指定	4
日程第1 議長の選挙	4
議長あいさつ(議長交代)	5
議会傍聴規則について	5
日程第2 議会会議規則の制定について	5
提案理由の説明 6番金井議員(議会議案第1号)	5
日程第3 議席の指定	6
日程第4 会議録署名議員の指名	7
日程第5 会期の決定	7
日程第6 副議長の選挙	8
副議長あいさつ	8
日程第7 専決区分事項の指定について	9
提案理由の説明 8番大竹議員(議会議案第2号)	9
日程第8 選挙管理委員及び同補充員の選挙	9
日程第9 同意第1号 副広域連合長の選任	10
副広域連合長あいさつ	11
日程第10 同意第2号 監査委員の選任	12
提案理由の説明 松浦広域連合長	12
日程第11 同意第3号 監査委員の選任	12
提案理由の説明 松浦広域連合長	12
日程第12~14 同意第4, 5, 6号 公平委員の選任	13
提案理由の説明 松浦広域連合長	13
日程第15, 16 承認第1, 2号 専決処分の承認について	14
提案理由の説明 松浦広域連合長	14
提案理由の詳細説明 高野事務局長	15

日程第 17～26 議案第 1 号議案～第 10 号 条例等及び予算の議案の上程	18
提案理由の説明 松浦広域連合長	18
提案理由の詳細説明 高野事務局長	19
広域連合長あいさつ	23
閉 会	23
会議録署名議員	24

参考資料

議案等審議結果一覧表	25
----------------------	----

平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

◎会期 1日：平成19年3月27日（火曜日）

◎議事日程 第1号

- 第 1 議長の選挙
- 第 2 議会議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 議会議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合専決区分事項の指定について
- 第 8 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 9 同意第 1号 副広域連合長の選任について
- 第10 同意第 2号 監査委員の選任について
- 第11 同意第 3号 監査委員の選任について
- 第12 同意第 4号 公平委員の選任について
- 第13 同意第 5号 公平委員の選任について
- 第14 同意第 6号 公平委員の選任について
- 第15 承認第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか17件の条例の制定についての専決処分について
- 第16 承認第 2号 平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分について
- 第17 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について
- 第18 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
- 第19 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 第20 議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第21 議案第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 第22 議案第 6号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 第23 議案第 7号 群馬県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 第24 議案第 8号 群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
- 第25 議案第 9号 平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第26 議案第10号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

◎出席議員（18名）

1番	宮田和夫	2番	真下三起也
3番	松本基志	4番	富沢徳好
5番	蛭間利雄	6番	金井秋雄
7番	荒井昭男	8番	大竹政雄
9番	井野口勝則	10番	高橋・
11番	吉田達哉	12番	勅使河原喜夫
13番	白石正巳	14番	藤生吉雄
15番	神田義治	16番	黒澤功
17番	宮崎英爾	18番	砂山芳夫

◎欠席議員（1名）

19番 村山俊明

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	事務局長	高野泰孝
総務課長	設楽修一	資格給付課長	神澤良明

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

主幹	林昌宏	主幹	橋本頼孝
主任	小川純一	主任	浦野英登
主任	品田英俊	主任	渋谷好子

◎臨時議長紹介

○ 議会書記（林昌宏君）

開会前に申し上げます。群馬県後期高齢者医療広域連合発足後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、安中市議会選出の白石正巳議員が年長議員でありますので御紹介申し上げます。白石正巳議員、議長席に御着席をお願い申し上げます。

◎開 会

午後1時30分

〔臨時議長 議長席に着く〕

○ 臨時議長（白石正巳君）

ただ今紹介されました白石正巳でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いをいたします。

これより平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、第1号でお手元に配付したとおりであります。お諮りいたします。議事の進行については、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則がまだ制定されておられませんので、制定されるまでの間、今議会に議会議案第1号で提案される群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）により進行いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 臨時議長（白石正巳君）

御異議なしと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）によって進めます。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。松浦広域連合長。

〔広域連合長 自席より〕

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

広域連合長の松浦幸雄でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。本日は、広域連合議会の第1回臨時議会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、統一地方選直前の御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

広域連合を構成いたします38市町村の代表として、選出されました19名の議員さん各位とともに、この記念すべき群馬県後期高齢者医療広域連合の初議会を迎えることができましたことは、私の最も喜びとするところでございます。

しかし、何よりもここまで来ることができましたのも、本日御参集賜っております議員の方々を始めとして、各構成市町村の議員各位及び関係団体の皆様の御労苦の賜物と感謝いたしております。ここに、深く御礼を申し上げたいと思います。

私は去る2月19日に広域連合発足に当たりまして、広域連合長に就任いたしました。これは身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感している現在でございます。

本日の議会で同意をいただく副連合長さんと力を合わせ、本県の広域連合の円滑なる業務運営に努める所存でございますので、議員各位におかれましては絶大なる御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

今議会におきまして、広域連合設立に伴い、必要となる多数の議案の御審議をお願い申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、また御承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

◎開 議

○ 臨時議長（白石正巳君）

これより本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は村山俊明議員であります。

◎仮 議 席 の 指 定

○ 臨時議長（白石正巳君）

この際、議事の進行上仮議席を指定します。仮議席は、ただ今御着席の席と指定いたします。

◎議 長 の 選 挙

○ 臨時議長（白石正巳君）

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 臨時議長（白石正巳君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 臨時議長（白石正巳君）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。議長に宮田和夫議員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今指名いたしました宮田和夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 臨時議長（白石正巳君）

御異議なしと認めます。よって、宮田和夫議員が議長に決定いたしました。宮田和夫議員が議長に就任いたしますので、当選の告知をいたします。

議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

◎議 長 あ い さ つ

〔議長 自席より〕

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今議長にご推挙賜りました前橋市議会の宮田和夫でございます。皆様方のご推挙を大変重く受け止めながら、本広域連合議会の円滑な運営にあたらうとしてまいりたいと思っております。ご案内のように、従来の医療制度は、国民健康保険、あるいは老人保健というような形で事業執行されてきた訳でございますが、迎えておる高齢者社会に対応すべき医療改革という名のもとに、今日、全国的に広域連合というような組織形態で新たな医療事業を執行する運びとなった訳でございます。無論、広域連合が果たす役割というのは、広域的つまり安定的な事業運営を見出すというところが使命である訳でございます。運営に向けて本議会につきましても様々な角度から議論をする必要があるだろうというふうに思っている訳でございます。1回目につきまして皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げながら簡単ではございますけれども、就任のごあいさつと代えさせていただきます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○ 臨時議長（白石正巳君）

これで臨時議長の職務を終わりましたので、議長と交代いたします。皆様の御協力を得まして無事大役を果たすことができました。誠にありがとうございました。

（拍手）

〔臨時議長議長席を退席・議長議長席に着席〕

○ 議長（宮田和夫君）

議長を交代いたしました。この際報告いたします。お手元の資料のとおり群馬県後

期高齢者医療広域連合議会傍聴規則を、本日付をもって公布いたします。

日程第2、議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題といたします。提出者金井秋雄議員から、提案理由の説明を求めます。金井秋雄議員。

○ 6番（金井秋雄君）

ただ今上程されました議会議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」の提案理由について御説明を申し上げます。

議員提出第1号議案であります。御案内のとおり、地方自治法第120条の規定により、議会は会議規則を設けなければならないとされております。そこで本日、群馬県後期高齢者医療広域連合の初議会にあたり、広域連合議会会議規則を提案するものであります。

会議規則で定めようとしている内容は、本広域連合の議員構成及び人数を勘案し、委員会を設置しない内容の会議規則となっております。

その主なものといたしまして、まず会議時間は午前10時から午後5時までとする。次に、地方自治法に定めるもののほか、議案の提出、動議を議題とすること。修正の動議の提出について必要な人数は、発議者を含め3人以上の賛成者とすることです。

また、次に会議時間の変更に対する異議、動議の表決順序に対する異議、発言時間の制限に対する異議、投票による表決の要求等について必要な人数は3人以上とすること。

次に、質疑は、特に議長の許可を得たときを除き、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないこと。

次に、記名投票を行う場合は投票用紙に賛成又は反対と記載するというございます。

議員各位におかれましては、ぜひ御賛同賜り、原案どおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより議会議案第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議席の指定

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第3、「議席の指定」を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

○ 議会書記（小川純一君）

1 番 宮 田 和 夫 議 員	2 番 真 下 三 起 也 議 員
3 番 松 本 基 志 議 員	4 番 富 沢 徳 好 議 員
5 番 蛭 間 利 雄 議 員	6 番 金 井 秋 雄 議 員
7 番 荒 井 昭 男 議 員	8 番 大 竹 政 雄 議 員
9 番 井 野 口 勝 則 議 員	1 0 番 高 橋 ・ 議 員
1 1 番 吉 田 達 哉 議 員	1 2 番 勅 使 河 原 喜 夫 議 員
1 3 番 白 石 正 巳 議 員	1 4 番 藤 生 吉 雄 議 員
1 5 番 神 田 義 治 議 員	1 6 番 黒 澤 功 議 員
1 7 番 宮 崎 英 爾 議 員	1 8 番 砂 山 芳 夫 議 員
1 9 番 村 山 俊 明 議 員	

以上です。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。

2 番 真 下 三 起 也 議 員 3 番 松 本 基 志 議 員
を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎副 議 長 の 選 挙

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。副議長に神田義治議員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今指名いたしました神田義治議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、神田義治議員が副議長に決定いたしました。神田義治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

◎副 議 長 あ い さ つ

〔副議長 自席より〕

○ 副議長（神田義治君）

ただ今副議長に推挙いただきました神田でございます。

身に余る光栄とともに責任の重大さに非常に心配になっております。

もとより浅学非才な私でございますけれども宮田議長の補佐役として、議会の円満な運営に努力する次第でございますので、皆様方の暖かい御支援、御協力をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

(拍手)

◎専決区分事項の指定について

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第7、議会議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合専決区分事項の指定について」を議題といたします。提出者大竹政雄議員から、提案理由の説明を求めます。大竹政雄議員。

○ 8番（大竹政雄君）

ただ今上程されました議会議案第2号「専決処分事項の指定について」、提案理由の説明を申し上げます。

御案内のとおり、地方自治法第180条第1項におきまして、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において専決処分することができることとされております。議会の委任による専決処分の規定であります。この規定に基づき、県内市町村とも幾つかの事項について専決処分事項として指定がなされております。

本広域連合においても、前橋市、高崎市等の取り扱いに準じ、皆様方のお手元に配付してあります議案書のとおり、100万円以下の損害賠償に係る事項について広域連合長に専決処分させることが適当であると考え、本議案を提出する次第です。

議員各位におかれましては、ぜひ御賛同賜り、原案どおり御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより議会議案第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第8、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。お諮りいたします。補充員の順位は指名順によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。それでは、指名いたします。お手元の議案資料人事案件関係にありますとおり、選挙管理委員に

桐生市 青木 森雄 氏 伊勢崎市 西村 和夫 氏
富士見村 羽鳥 頼次 氏 榛東村 宮本 龍臣 氏

以上4名を指名いたします。続きまして、補充員に

1番 太田市 栗原 恭一 氏 2番 沼田市 植村 元 氏
3番 富士見村 小見 孝夫 氏 4番 榛東村 村上 一夫 氏

以上4名を指名いたします。お諮りいたします。ただ今指名いたしました桐生市青木森雄氏、伊勢崎市西村和夫氏、富士見村羽鳥頼次氏、榛東村宮本龍臣氏、以上4名を選挙管理委員に、1番太田市栗原恭一氏、2番沼田市植村元氏、3番富士見村小見孝夫氏、4番榛東村村上一夫氏、以上4名を補充員にそれぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、ただ今指名されました諸氏は当選人と決定いたしました。ただ今当選されました8名の方には、本職から書面にて告知いたします。

◎副広域連合長の選任

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第9、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第1号「副連合長の選任について」御説明申し上げます。広域連合の副連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちからこれを選任するとされております。この規定に基づきまして、板倉町長針ヶ谷照夫氏を適任者として、御提案申し上げるものでございます。

皆様方の御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより同意第1号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決定いたしました。

（針ヶ谷副連合長入場）

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今副連合長に選任同意と決定いたしました針ヶ谷副連合長から、あいさつの発言の申し出がありますので、これを許可します。副連合長。

◎副広域連合長あいさつ

(副広域連合長 自席より)

○ 副広域連合長 (針ヶ谷照夫君)

邑楽郡板倉町長針ヶ谷でございます。一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。ただ今副連合長にご選任いただきまして、厚く御礼申し上げます。もとより微力ではございますが、松浦連合長を支えまして、群馬県の後期高齢者医療制度の健全な発展のために誠心誠意、一生懸命努める所存でございます。何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎監査委員の選任

○ 議長 (宮田和夫君)

次に、日程第10、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長 (松浦幸雄君)

ただ今上程されました同意第2号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条におきまして2人と定められておりまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして、前橋市代表監査委員藤井正彦氏を選任いたしたく御提案申し上げます。

皆様方の御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長 (宮田和夫君)

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 (宮田和夫君)

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 (宮田和夫君)

討論なしと認めます。これより同意第2号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 (宮田和夫君)

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決定いたしました。

次に、日程第11、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により松本基志議員の退席を求めます。

(松本基志議員退席)

○ 議長（宮田和夫君）

提出者から、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第3号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。
同意第2号と同様に、広域連合の監査委員につきましては、広域連合議員のうちから
選任するものとして松本基志議員を選任いたしたく、御提案申し上げるものでござい
ます。皆様方の御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。
よろしく願いいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより同意第3号を採決します。お諮りいたします。本案
は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決定いたしました。
松本基志議員の入場を許可いたします。

(松本基志議員入場)

◎公平委員の選任

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第12、同意第4号「公平委員の選任について」、日程第13、同意第
5号「公平委員の選任について」、日程第14、同意第6号「公平委員の選任について」
以上3件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合
長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第4号、5号、6号「公平委員の選任について」御説明申し上げます。広域連合の公平委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。この規定に基づきまして、

・瀬彪夫氏 宮下智満氏 戸所仁治氏

以上の3氏を選任いたしたく御提案申し上げるものでございます。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより上程中の同意3件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより上程中の同意3件に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより同意第4号「公平委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、同意第4号はこれを同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号「公平委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、同意第5号はこれを同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号「公平委員の選任について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号はこれを同意することに決定いたしました。

◎専決処分の承認について

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第15、承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか17件の条例の制定についての専決処分について」及び日程第16、承認第2号「平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分について」を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程になりました承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか17件の条例の制定についての専決処分について」、及び承認第2号「平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分について」、提案理由の御説明を申し上げます。

2月19日の広域連合の設立に際し、法令上制定が必要なものや、空白期間の許されないものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいた条例18件及び暫定予算でございまして、同条第3項の規定によりまして御報告をし、御承認をお願いするものであります。

詳細については事務局から説明させますが、よろしく御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

御説明申し上げます。始めに条例でございます。議案書26頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例」についてですが、これは地方自治法第16条の規定に基づく公告式及びその他公示すべきものの公表について、条例、規則その他公示は、広域連合事務所及び市町村の掲示場に掲示して行うことなどを定めております。

議案書28頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」についてですが、これは地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき、広域連合の休日について必要な事項を定めるもので、第2条に広域連合の休日を定めております。

議案書29頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例」についてですが、これは地方自治法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため必要な事項を定めるもので、広域連合に事務局を設置することなどを定めております。

議案書30頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」についてですが、これは広域連合の保有する公文書の公開に関して必要な事項を定めるものです。

議案書38頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」についてです

が、これは広域連合が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利について必要な事項を定めるものでございます。

議案書 50 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」についてですが、これは地方自治法第 138 条の規定に基づき、広域連合事務局に勤務する職員の定数について定めるもので、広域連合長の事務局の職員 24 名を定数と定めております。

議案書 51 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」についてですが、これは地方公務員法第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について定めるものです。

議案書 53 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」についてですが、これは地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果について定めるものです。

議案書 54 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」についてですが、これは地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものです。

議案書 55 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」についてですが、これは地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものです。

議案書 59 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」についてですが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものです。

議案書 62 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」についてですが、これは地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるものです。

議案書 80 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例」についてですが、これは地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置要求の審査等や、職員に対する不利益処分についての不服申立てに対し裁決等を行う公平委員会を設置するものです。

議案書 81 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」についてですが、これは地方自治法第 203 条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の議員の報酬及び費用弁償について定めるもので、報酬及び費用弁償の額及び支給方法等を定めております。

議案書 84 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」についてですが、これは地方自治法第 203 条の規定に基づき、群馬

県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬及び費用弁償について定めるもので、報酬及び費用弁償の額及び支給方法等を定めております。

議案書 87 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例」についてですが、これは地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費について、旅費の種類及び内容、支給方法等について定めております。

議案書 89 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」についてですが、これは地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約として、電子計算機等に係る業務委託契約などを定めております。

議案書 89 頁の「群馬県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」についてですが、これは地方自治法第 237 条第 2 項の規定に基づき、普通財産及び物品に関して、公用または公共用に供する場合等及び公益上必要があると認める場合には財産の交換、譲渡、無償貸付等を認めることを定めております。

次に平成 18 年度一般会計暫定予算でございます。議案書の 91 頁以降になります。

普通地方公共団体の設置があった場合には予算が成立するまでの間、暫定予算を調製し執行するという地方自治法施行令第 2 条を準用し暫定予算を 2 月 19 日に専決処分いたしました。暫定予算は通常予算が成立するまでのつなぎ予算であり、経常的な経費についてのみ計上するのが基本であります。広域連合の発足が 2 月の中旬で最初の議会が 3 月下旬に予定されておりましたことから、3 月末までの歳入歳出をすべて予算措置いたしております。

議案書 97 頁をお開き頂きたいと思っております。暫定予算の内容でございますが、準備委員会で予算化されて、執行されていなかったものを主なものとして予算措置いたしまして、歳入歳出とも 4,739 万 2 千円でございます。

債務債権とも準備委員会のものを引き継ぐということでございますので準備委員会で調定済みであっても未収入だったもの、支出負担行為済みでも未払いだったものについては予算計上してございます。

議案書の 104、105 頁をお開き頂きたいと思っております。歳入の主なものは負担金として代表市町村である高崎市を經由して入ってくる老人医療費適正化推進費補助金 879 万 1 千円、準備委員会での執行残 3,852 万 7 千円でございます。

歳出でございますが、106、107 頁以降をごらん頂きたいと思っております。主なものは例規整備等委託料 100 万 2 千円、19 年度からの広域連合の職員が現在の 9 名から 24 名に増えますのでその準備経費としてパソコンリース料 177 万 6 千円、事務所移転と職員増のための机、椅子等の事務所用備品として 890 万 5 千円、

車両購入費 1 台 1 6 1 万円、派遣職員の人件費相当額の県及び各市町村への負担金、これは派遣職員の人件費を派遣元の県、市町村で負担しておいて、年度末に人件費相当額を広域連合でお返しすると言うもので 9 名分 2, 9 9 2 万円を予算措置してございます。

その他、議会費をはじめ 1 8 年度中に広域連合の運営に必要な所要額を計上してございます。以上でございます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより上程中の承認 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより上程中の承認 2 件に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより承認第 1 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。次に、承認第 2 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。

◎ 条例等及び予算の議案の上程

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第 1 7、議案第 1 号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」から日程第 2 6、議案 1 0 号「平成 1 9 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今一括上程となりました、議案第 1 号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」から、議案第 1 0 号「平成 1 9 年度群馬県

後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」までの10議案につきまして、提案理由の御説明申し上げます。

まず、議案第1号から第7号までは広域連合が特別地方公共団体として運営される基本的な条例等を定めるものでございます。

次に、議案第8号ですが、これは広域連合の公金の収納又は支払いの事務に関して支障を来さないようにするため、株式会社群馬銀行を指定金融機関として指定するものでございます。

次に、議案第9号「平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございませう。地方自治法第211条第1項の規定により一般会計予算を定める必要があるもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,739万2千円でございます。

次に、議案第10号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございませう。平成19年度予算は20年度からの事業開始に向けた準備期間としての費用を予算措置してございませう。広域連合の歳入の中心は構成市町村からの負担金でございますので、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経費節減を基本に予算の編成をいたしてございませう。

詳細につきましては事務局から説明させませうが、よろしく御審議の上、原案通り、御賛同賜りようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしく御願ひいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

御説明いたします。まず、議案書111頁議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について」でございませうが、これは地方自治法第102条第2項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定めるもので、定例会の回数は年2回とするものでございませう。

次に、議案書112頁議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について」でございませうが、これは地方自治法第202条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の監査委員について、法令の規定による監査、定例監査及び現金出納検査の回数を定めてございませう。

次に、議案書113頁議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」でございませうが、これは行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し必要な事項を定めるものでございませう。

次に、議案書124頁議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営

等の状況の公表に関する条例の制定について」でございますが、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるもので、毎年9月末日までに人事行政の運営等の公表を行うことを定めております。

次に、議案書126頁議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について」でございますが、地方自治法第207条の規定に基づき、広域連合の機関の要求に応じ出頭し、又は参加した者に支給する実費弁償について必要な事項を定めるものであり、その額及び支給方法は一般職の職員に支給する旅費の例によることが定められております。

次に、議案書127頁議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議決事件として契約を締結する場合及び同法第1項第8号の規定に基づき、議決事件として財産の取得又は処分する場合の種類及び金額について必要な事項を定めるもので、契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負、財産の取得又は処分、予定価格2千万円以上のものに係る買い入れ若しくは売り払いとし、ただし、土地については1件5千平方メートル以上のものに限るとするなどを定めております。

次に、議案書128頁議案第7号「群馬県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について」でございますが、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項の公表について定めるもので、毎年6月及び12月に財政状況の公表を行うことを定めております。

議案書130頁、議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」でございますが、これは地方自治法第235条第2項並びに同施行令第168条第2項の規定により、金融機関を指定し、広域連合の公金の収納又は支払いの事務に関して支障を来さないようにするため、株式会社群馬銀行を指定金融機関として指定するものでございます。

次に、議案書133頁議案第9号「平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算の内容は、「暫定予算」と同様となっておりますので、詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、議案第10号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきましてご説明いたします。

議案書の149頁をお開きください。歳入歳出予算の総額は3億5,924万5千円でございます。資料156、157頁をお願いいたします。

歳入の主なものは、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分3億4,656万8千円、国庫補助金の老人医療費適正化推進費補助金1,237万1千円を予算措置

してございます。

次に、歳出です。158、159頁をお願いします。まず議会費でございます。98万1千円で、19名の議員さんの報酬、費用弁償、議会開催時の会場使用料等を措置してございます。議会は定例会2日、臨時会1日分を計上してございます。

次に、第2款第1項第1目一般管理費でございます。広域連合を運営するための経費と20年度の事業開始に向けた準備経費3億5,129万8千円を予算措置してございます。

内訳の主なものでございますが、13節の広域連合システム導入委託、これは広域連合と各市町村の窓口をネットワークで結ぶものの導入経費でございます。1億2,607万7千円を措置いたしました。

160、161頁をお願いいたします。連携システム開発等業務委託、これは広域連合と審査支払業務を委託する機関とデータの授受を行うシステムの開発経費で1千万円を措置いたしました。

14節の事務室賃借料1,120万8千円、これは県企業局所有の群馬県公社総合ビルの6階の約240平方メートルの賃借料でございます。

宿舍借上料298万8千円、これは遠距離通勤する職員の宿舍3戸分を確保する経費でございます。

18節の車両購入費として161万円を措置してございます。19節の県及び市町村職員人件費負担金24名分として1億8,100万円を措置してございます。

次に、2目企画費でございます。運営委員、広報活動のための経費でございます。77万1千円を措置してございます。

その他、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などの所要額を措置いたしております。

予備費は500万円を予算措置してございます。以上でございます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより上程中の議案10件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしと認めます。これより上程中の議案10件に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

討論なしと認めます。これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長 (宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議

員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(宮田和夫君)

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に上程されました案件は全て終了いたしました。この際、連合長からあいさつがございます。

◎広域連合長あいさつ

[広域連合長 自席より]

○ 広域連合長(松浦幸雄君)

本日、臨時会におきまして御提案申し上げました専決処分の承認を始め、各案件につきまして、長時間にわたり御審議いただき、いずれも原案どおり御決定、御議決いただきましたことは、議員各位の深い御理解と御協力の賜物でございまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ここに、議員各位の御健勝、ますますの御活躍を心よりお祈りを申し上げますとともに、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単でございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○ 議長(宮田和夫君)

これもちまして、平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後2時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 白石正巳

議長 宮田和夫

議員 真下三起也

議員 松本基志

議案等審議結果一覧表

【会期 平成19年3月27日（火） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
選挙	議長の選挙	指名推選 当選人 宮田 和夫
選挙	副議長の選挙	指名推選 当選人 神田 義治
選挙	選挙管理委員及び補充員の選挙	指名推選 当選人 西村 和夫 青木 森雄 羽鳥 頼次 宮本 龍臣 補充員 1 栗原 恭一 2 植村 元 3 小見 孝夫 4 村上 一夫
議員議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について	原案可決
議員議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合専決区分事項の指定について	原案可決
同意 第1号	副広域連合長の選任について	原案同意 針ヶ谷照夫
同意 第2号	監査委員の選任について	原案同意 藤井 正彦
同意 第3号	監査委員の選任について	原案同意 松本 基志
同意 第4号	公平委員の選任について	原案同意 ・瀬 彪夫
同意 第5号	公平委員の選任について	原案同意 宮下 智満

事件番号	件名	審議結果
同意 第6号	公平委員の選任について	原案同意 戸所 仁治
承認 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合広告式条例ほか17件の 条例の制定についての専決処分について	原案承認
承認 第2号	平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計暫 定予算の専決処分について	原案承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定め る条例の制定について	原案可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定につ いて	原案可決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定につ いて	原案可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況 の公表に関する条例の制定について	原案可決
議案 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関す る条例の制定について	原案可決
議案 第6号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契 約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	原案可決
議案 第7号	群馬県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する 条例の制定について	原案可決
議案 第8号	群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につ いて	原案可決
議案 第9号	平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算	原案可決
議案 第10号	平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算	原案可決